

## 過去ラウンドの公募占用指針改訂のポイント

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖公募占用指針(改訂案素案) ※主な改訂部分抜粋

備考

### 第 1 1 章 選定事業者の希望に基づく制度変更の適用

#### (1) 選定事業者の希望に基づく制度変更の適用の趣旨

令和 7 年度以降に実施する法に基づく公募においては、コスト低減と迅速性を重視しつつ、収入や費用の変動といった環境変化に対して強靱な事業組成を促し、選定事業者に洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させる観点から、撤退や遅延を抑止するための保証金の増額、入札後の物価変動等を踏まえて基準価格又は調達価格を調整する仕組みの導入等がされることとなった。これを踏まえ、事業の撤退・遅延の抑止、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点から、本公募の選定事業者が希望する場合には、認定公募占用計画の変更により、**新たな保証金制度及び基準価格又は調達価格への物価変動に応じた調整（以下「価格調整スキーム」という。）**の適用を認めることとする。

#### (2) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用する変更

##### 1) 制度変更に係る公募占用計画の変更

新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用するためには、制度変更希望届【様式 6-3】の提出及び第 9 章 (5)「公募占用計画の変更に係る事項」に基づく認定公募占用計画の変更が必要となる。なお、保証金制度の変更と価格調整スキームを適用する変更のいずれかのみを選択して適用することはできず、両者のいずれも適用することとなる。

### 第 1 1 章 選定事業者の希望に基づく制度変更の適用

#### (参考) 今般の制度検討の基本的な考え方

第30回洋上WG合同会議 (11/21) 資料1より抜粋

- 洋上風力発電は、安価なエネルギー供給に資する電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、急速に案件形成が進展する世界各国と同様、我が国においても、**再エネ主力電源化に向けた「切り札」**である。引き続き、**こうした位置付けに変わりはなく、再エネ海域利用法等により積極的に導入を推進していく。**
- 他方で、洋上風力発電への電源投資は、**大規模かつ総事業期間が長期間にわたることから、収入・費用の変動リスクに対応できる事業組成を促進**することが、**投資の確実性を高めていく上で重要**である。実際、世界的にも、**サプライチェーンの逼迫やインフレによる費用増大**などによる収入・費用の変動を原因として、**事業の中断や撤退も発生**しており、それに対して所要の措置が講じられている。
- 今般の制度検討に当たっては、こうした世界的な情勢変化の中で、**我が国における再エネ主力電源化の実現を確実なものとしていく観点から、引き続きコスト低減・迅速性を重視しつつ、収入・費用の変動といった環境変化に対して強靱な事業組成を促し、洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させることを主軸とする。**
- 具体的には、**国民負担に中立的な形で、事業実施の確実性を高めるための規律強化・環境整備を進める。**

#### 【本WGでの論点】

- I. 迅速性とスケジュールの確実性の両立をより確かなものにしていくための制度のあり方
  - ① 迅速性と確実な事業実施の両立に向けた運転開始時期の設定 《公募評価関係》
  - ② 確実な事業実施に資するリスクナリオへの対策の重点評価 《公募評価関係》
  - ③ **撤退や遅延を抑止する保証金制度の見直し** 《事業者選定後関係》
  - ④ ゼロプレミアム水準に対する考え方 《公募評価関係》
- II. **収入・費用の変動等に伴うリスク分担のあり方** 《事業者選定後関係》  
 電源投資を確実に完遂させるための価格調整スキームの導入
- III. **事業計画の柔軟性に関する考え方** 《事業者選定後関係》  
 主要製品に係る計画変更要件の整理
- IV. **価格評価点のあり方** 《公募評価関係》  
 強靱な事業組成と事業者間の競争を両立させるための価格評価のあり方
- V. **セントラル方式によるサイト調査の基本化について** 《事業者選定前関係》  
 事業を確実に完遂させるためのサイト調査のあり方

2) 保証金制度の変更内容

第5章(3)保証金に関する事項(法第13条第2項第6号)を次のとおり読み替える。なお、以下の記載にかかわらず、**選定事業者は、保証金制度の変更の適用に伴う増額分に係る保証金を、当該変更が認定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して8週間以内に提供するものとする。**

(3) 保証金に関する事項(法第13条第2項第6号)

1) 保証金の額及び提供方法

ii) 第2次保証金

①第2次保証金の額

第2次保証金の単価は、**10,000円/kW**とする。したがって、選定事業者が提供すべき第2次保証金の額は、選定事業者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金として提供した額が第2次保証金に充当され、第2次保証金とみなされる(選定事業者が第1次保証金の提供のために保証状を提出していた場合には、当該保証状が第2次保証金の一部に係る保証状とみなされる。)ため、選定事業者が第2次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、選定事業者が第1次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

iii) 第3次保証金

①第3次保証金の額

第3次保証金の単価は、**24,000円/kW**とする。したがって、選定事業者が提供すべき第3次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単

・提供期限は、第2次保証金の提供期限が、選定の通知の翌日から起算して8週間以内であることとの並びで設定。

・第2次保証金及び第3次保証金を増額。

I. ③撤退や遅延を抑止する保証金制度の見直し

第30回洋上WG合同会議(11/21)資料1より抜粋

【保証金制度の考え案】

- 諸外国(デンマーク、オランダ、ドイツ)における最新の保証金額の平均を日本の第3次保証金額として設定し、第2次保証金額も併せて変更する。
- また、迅速性評価の点数が下がる半年毎に順次保証金を没収し、2年以上の遅延で全額没収する。

	デンマーク (プロジェクト名: Thor)	オランダ (プロジェクト名: Dmuiden Ver)	ドイツ (プロジェクト名: N-9.1-9.3, N-11.2, 11.3)	日本(現行)	日本(見直し案)
第1次保証金(不 当入札の防止)	-	-	(セントラル) 50ユーロ(8,073円)/kW	500円/kW	500円/kW
保証金 第2次保証金等 (確実な事業実施 の担保①)	-	-	-	5,000円/kW	10,000円/kW
第3次保証金等 (確実な事業実施 の担保②)	1,100万デンマーク・ク ラナ(23,702円)/kW ※11機/プロジェクト/kW 単位に換算	100ユーロ (16,146円)/kW ※2機ユーロ/P3機kW単位に換算	(セントラル) 200ユーロ(32,292円)/kW	13,000円/kW	24,000円/kW
遅延遅延金	2億8000万デンマーク ・ク ラナ(60億3300万円) /6ヶ月遅延毎	1・2ヶ月: 1000万ユーロ (16億1500万円)/月 3ヶ月以降: 2000万ユーロ (32億2900万円)/月 ※以後、保証金2億ユーロに 達するまで2000万ユーロ/ 月を没収	・施工完了予定日までに最低1基の運 転開始準備ができていない場合: 残 る保証金の12分の1を毎月没収 ・施工完了予定日から6ヶ月以内に、 計画容量の95%以上が運転開始に 至っていない場合: 計画容量に対す る運転開始がなされていない容量の割 合を算する保証金に掛けた金額を没収	保証金の全額没収 (評価点が下がる 場合のみ)	~6か月 4,000円/kW 6~12か月 8,000円/kW 12~18か月 16,000円/kW 18~24か月 20,000円/kW 24か月~ 24,000円/kW
撤退違約金	全額没収	全額没収	全額没収	全額没収	全額没収

注: レートは2023年9月~2024年8月の月平均TTBレートの単純平均で換算(21.55円/デンマーク・ク  
ラナ=1.16146ユーロ)

・現行の記載から、「なお本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第2次保証金の額とする。」等の、系統工事の実施のための保証金等の額を減じる措置の記載

価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額が第3次保証金に充当され、第3次保証金とみなされる(選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金の提供のために保証状を提出していた場合には、当該保証状が第3次保証金の一部に係る保証状とみなされる。)ため、選定事業者が第3次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

### 3) 保証金の額及び提供方法

#### ii) 第2次保証金又は第3次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、没収額の欄に記載のとおり金額の第2次保証金又は第3次保証金を没収し、国庫に納付する。

	第2次保証金又は第3次保証金の没収事由	没収額
7	選定事業者として選定された時点における公募占用計画(以下「当初公募占用計画」)に記載された運転開始予定日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始(※)がなされなかったこと なお、以下のとおりの運転開始予定日の経過の期間に応じて、右欄の没収額となる。	選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額 (①)
	運転開始予定日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合	選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備

を削除。

### I. ③ 撤退や遅延を抑止する保証金制度の見直し

第27回洋上WG合同会議(10/10)  
資料1より抜粋

- 遅延期間に応じた段階的な保証金没収の考え方について、以下のとおり整理してはどうか。
  - ・デンマークやオランダの制度を参考に、遅延金として月単位で没収とする。
  - ・具体的には、P.16の段階評価(半年毎に2点減点)を前提とし、**迅速性評価の点数が下がる半年毎に順次保証金を没収していくこと**としてはどうか。
  - ・その際、以下の2点について考え方を整理してはどうか。
    - ①デンマークでは約2年、オランダでは約1年の遅延が生じた場合に全保証金額が没収されるよう設定しているが、日本ではデンマークと同様、約2年で全額没収される制度としてはどうか。
    - ②遅延に応じて没収する金額については、保証金額(24,000円/kW)をi)半年毎に均等没収する線形パターンと、ii)例えば、12ヶ月以上の大きな遅延を抑止するため、12~18ヶ月の遅延に対し没収額を大きく積み増す非線形パターンの2案が考えられるが、ここではii)の非線形パターンを採用してはどうか。
- また、現在、第2次・第3次保証金の額について、系統工事の実施の為に保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、その額を減じた額を第2次・第3次保証金の額とすることを認めている。この場合、遅延金を段階的に没収する新たなスキームの実効性が確保できなくなることから、**当該措置を廃止すること**としてはどうか。

- 保証金の段階的没収について記載。

I.③撤退や遅延を抑止する保証金制度の見直し

【保証金制度の考え方案】

- 諸外国（デンマーク、オランダ、ドイツ）における最新の保証金額の平均を日本の第3次保証金額として設定し、第2次保証金額も併せて変更する。
- また、迅速性評価の点数が下がる半年毎に順次保証金を没収し、2年以上の遅延で全額没収する。

	デンマーク (プロジェクト名: Thor)	オランダ (プロジェクト名: IJmuiden Ver)	ドイツ (プロジェクト名: N-9.1-9.3, N-11.2.11.3)	日本 (現行)	日本 (見直し案)
第1次保証金 (不当な入札の防止)	-	-	(セントラル) 50ユーロ(8,073円)/kW	500円/kW	500円/kW
第2次保証金等 (確実な事業実施の担保①)	-	-	-	5,000円/kW	10,000円/kW
第3次保証金等 (確実な事業実施の担保②)	1,100万デンマーク・クローネ (23,702円)/kW ※11億デンマーク・クローネをkW単位に換算	100ユーロ (16,146円)/kW ※2億ユーロ/PPをkW単位に換算	(セントラル) 200ユーロ(32,292円)/kW	13,000円/kW	24,000円/kW
運開遅延金	2億8000万デンマーク・クローネ (60億3300万円) /6ヶ月遅延毎	1・2ヶ月: 1000万ユーロ (16億1500万円)/月 3ヶ月以降: 2000万ユーロ (32億2900万円)/月 ※以後、保証金2億ユーロに達するまで2000万ユーロ/月を没収	・施工完了予定日までに最低1基の運転開始準備ができていない場合: 残る保証金の12分の1を毎月没収 ・施工完了予定日から6ヶ月以内に、計画容量の95%以上が運転開始に至っていない場合: 計画容量に対する運転開始がなされていない容量の割合を残る保証金に掛けた金額を没収	保証金の全額没収 (評価点が下がる場合のみ)	～6か月 4,000円/kW 6～12か月 8,000円/kW 12～18か月 16,000円/kW 18～24か月 20,000円/kW 24か月～ 24,000円/kW
撤退違約金	全額没収	全額没収	全額没収	全額没収	全額没収

注: レートは2023年9月～2024年8月の月中平均TTBレートの単純平均で換算(21.55円/デンマーク・クローネ、161.46円/ユーロ) 28

(①)

運転開始予定日から起算して6か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合 (②)

運転開始予定日から起算して12か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合 (③)

運転開始予定日から起算して18か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合 (④)

運転開始予定日から起算して24か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合 (⑤)

※運転開始: 特定契約等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること

の出力に4,000円/kWを乗じた額

(②)

選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に8,000円/kWを乗じた額

(③)

選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額

(④)

選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額

(⑤)

4) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除

選定事業者は、上記3) で定める第2次保証金又は第3次保証金の没収事由が生じた場合であっても、以下i) からiii) に定める事由があったときは、第2次保証金及び第3次保証金の没収の免除を受けることができる。なお、没収免除の判断に当たっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取する。

iii) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の可否

第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の可否については、それぞれの事由の性質を踏まえ、下記の表のとおりとする。

第2次保証金	不可抗力事由	法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等	激甚災害による直接の被災／ 武力行使による直接の被害		左記以外の その他当事者のコントロールができず回避が 可能ではない事象
			発電事業を行う事業者の本 社	海洋再生可能エネルギー発電設備を 運営する支社・事業所	

・保証金の没収免除要件である「選定事業者の自己の過失によらないものであること」等の判断にあたって、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することを記載。

及び第3次保証金没収事由				ギー発電 設備設置 予定地	
当初公募占用計画に記載された運転開始予定日までに海洋再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかったこと。	可	可	可	可	可

### Ⅲ.事業計画の柔軟性に関する考え方

第30回洋上WG合同会議(11/21)資料1より抜粋

- 世界的なサプライチェーンの逼迫やインフレ、為替変動の影響により、**風車の主要製品等の価格が上昇し、プロジェクトの事業性に影響を与えている**。特に、ブレードやナセル等の主要製品の価格上昇は影響が大きく、**製品間の競争環境を維持しながら、コスト低減を図っていくことが重要**となっている。
- 他方で、公募占用計画において、**ブレードやナセル等の主要製品について計画変更することは、関連するサプライチェーンも連動して影響を及ぼすことから、慎重な判断が必要**となる。
- このため、**風車メーカーの撤退等の一定の要件を満たした場合に限り主要製品の変更も認めるなど、考え方を整理**※1する。その際、**迅速性の評価点が下がる場合には、保証金の没収要件に該当することから、当該要件についても整理**※2する。
  - ※1 風車メーカー等に係る変更については、第2ラウンド公募占用指針のバコメ回答として、「風車メーカーが撤退した場合は、その時点で公募占用計画が取り消されるわけではなく、公募占用指針第9章(5)に基づく計画変更を行うことができれば事業を継続することができる(No.22)」と回答している。
  - ※2 **保証金の没収免除要件である「選定事業者の自己の過失によらないものであること」等の判断にあたっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することとする。**
- また、サプライチェーンの強靱化を図るためには、更なる国内サプライチェーンの構築と成熟が必要となることから、**電力安定供給(サプライチェーンの強靱化)の評価点が高くなるような計画変更については奨励すべく、考え方を整理**する。

42

・第1ラウンドに規定されていなかった運転開始の遅延による保証金没収について記載。

・過去ラウンドの選定事業者に適用する場合、変動前物価指数は計画変更申

3) 価格調整スキームの適用の内容

「特定物価変動率」を、i) の期間における次の表の各号ごとの指数等の欄に掲げる数値に対する ii) の期間における当該数値の比率にそれぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じて得た数値を合計して得た数値に 100/98 を乗じて得た数値とする。

- i) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用するための公募占用計画の変更の認定を申請した日の属する月の前月までの1年間
- ii) 選定事業者が認定公募占用計画に記載した電気事業法第48条第1項に規定による届出(海域における電気事業法第38条第2項の事業用電気工作物の設置の工事に係るものに限る。)の予定日の属する月の前月までの1年間

	指数等	乗じるべき率
一	日本銀行が統計法(平成19年法律第53号)第25条の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する企業物価指数(以下「企業物価指数」という。)のうちA重油に係る国内企業物価指数と企業物価指数のうちB重油・C重油に係る国内企業物価指数の平均値	0.1375
二	企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内企業物価指数(ii)の期間における数値にあっては、当該数値にii)の期間とi)の期間の外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第7条第1項に規定する裁定外国為替相場により1ユーロを本邦通貨に換算した額の比率(以下「為替調整比率」という。)を	0.1375

請日の属する月の直前の1年間における物価水準を参照。

(参考) 今般の措置の適用範囲について

第99回調達価格等算定委員会(11/26)資料1より抜粋 22

1. 第4ラウンド以降の事業者

- 今般の制度見直しについては、事業規律の強化※1やIRRの引下げが含まれるが、洋上風力発電を確実に完遂させる観点から、**選択的な措置の適用は認めず、第4ラウンド以降の応札・落札事業者に一律に適用する。**
- ※1 保証金は、第1～3ラウンドの公募占用指針において規定した保証金水準の約2倍とし、遅延期間に応じて段階的に没収。

2. 第1～3ラウンドの選定事業者※2(第3ラウンドは事業者選定中)

- 第1～3ラウンドの選定事業者について、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させることの重要性に変わりはない一方で、事業規律の強化やIRRの引下げを含む今般の措置を一律に適用することは、**事業の予見可能性を損なうことから困難と考えられる。**
- ただし、**事業の撤退・遅延の抑止、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点から、保証金制度の見直しを含む今般の制度見直し※3を受け入れる事業者に対しては、当該見直し後の措置を適用※4する。**  
 その際、公募の公平性や国民負担への中立性を確保する観点から、**価格調整スキームについては、当該措置適用後の将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映する。**
- ※2 第1ラウンドには事業の遅延に伴う保証金の没収規定が無い
- ※3 事業者選定後のもの(保証金制度の見直し、価格調整スキーム)に限る
- ※4 適用を受け入れる選定事業者に対しては、当該事業者が選定されたラウンドの公募占用指針の変更(保証金制度の見直し、価格調整スキーム)を行い、その後、変更された指針に基づき計画変更申請を行う必要がある。その際、当該変更申請が妥当であるかの判断については、学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することとする

※ 第1～3ラウンド公募の選定事業者に適用する場合の変動前物価指数の算出に当たっては、**計画変更申請日の属する月の直前の1年間における物価水準を参照。**

- 変動後物価指数は洋上工事に係る工事計画届出予定日の属する月の直前の1年間における物価水準を参照。

価格調整スキームの取扱い(案)について③

第99回調達価格等算定委員会(11/26)資料1より抜粋 24

<b>物価変動率の算出時に参照する物価指数</b>

- 再エネ海域利用法に基づく公募の参加者は、見積りにより公募占用計画に記載する供給価格を決定しているが、**見積り時点(公募参加時点)**において、**洋上風力発電設備の調達・施工に要する費用が確定しているものではなく、一般的には、洋上工事開始前に、主な調達・施工に必要な契約が締結され、その時点で調達・施工に要する費用が概ね確定するため、見積りから洋上工事開始前までの物価変動が、調達・施工に要する費用に大きく影響する。**
- こうした状況を踏まえ、**基準価格に運動させる物価変動率の算定に必要な変動前物価指数と変動後物価指数は、関係審議会における議論を踏まえ、以下の期間における物価指数とその割合(前頁参照)の加重平均を用いて設定してはどうか。**

<変動前物価指数>  
 ・ 公募開始日の属する月の直前の1年間における物価水準を参照。  
 <変動後物価指数>  
 ・ 公募占用計画に記載された洋上工事に係る(電事法第48条に規定する)工事計画の届出予定日の属する月の直前の1年間における物価水準を参照。  
 ※ 公募占用計画に記載された届出予定日を基準日とすることから、契約締結や発電開始のタイミングを基準日として価格調整を行うこととした場合と異なり、公募後に、価格調整の基準日が適宜的に調整されることはない。

- 資本費に占める割合の大きい風車、施工、基礎、ケーブル費用に関する物価指数を考慮し、NEDO 着床式洋上風力コストモデルを活用した割合を設

	乗じて得た数値)	
三	企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内企業物価指数	0.0600
四	企業物価指数のうち電力・通信用メタルケーブルに係る国内企業物価指数	0.0500
五	企業物価指数のうち産業用電気機器に係る国内企業物価指数(ii)の期間における数値にあつては、当該数値に為替調整比率を乗じて得た数値)	0.1375
六	毎月勤労統計調査の結果に基づき作成する事業所規模5人以上の製造業の現金給与総額に係る季節調整指数(ii)の期間における数値にあつては、当該数値に為替調整比率を乗じて得た数値)	0.1375
七	港湾・漁港に係る国土交通省が作成する建設工事に係る費用を特定の年度を基準とするものに変換するための指標(以下「建設工事費デフレーター」という。)	0.2000
八	電力に係る建設工事費デフレーター	0.1200

「特定物価調整率」を、次の i) 又は ii) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ i) 又は ii) に定める比率に 686/1000 を乗じて得た数値に、314/1000 を加えて得た数値とする。ただし、本公募において、特定物価変動率の **上限比率は●/100、下限比率は●/100** とする。

定。

価格調整スキームの取扱い(案)について②

第99回調達価格等算定委員会(11/26)資料1より抜粋 23

<a. 価格調整スキームの式>

■ 再エネ海域利用法に基づく第1～3ラウンド公募の自然条件を基に、最新のNEDO着床式洋上風力コストモデルを活用して着床式洋上風力発電のコスト構成を試算すると、**資本費と運転維持費の比率は7:3**であった。事業費の大半を資本費が占めることから、**資材価格等の変動が事業撤退リスクに直結**し得ることを踏まえ、関係審議会における議論に基づき、**物価変動率は、資本費部分に相当する基準価格の7/10に連動させる**こととしてはどうか。また、インフレの場合と同じ方式により、**デフレの場合にも基準価格を物価変動に連動させる**こととしてはどうか。

※15MW風車を用いた、500MWのwindfarm(第1～3ラウンドの平均)を想定。資本費と運転維持費の比を算出するに当たっては、コスト検証WGを参考に、割引率3%で運転維持費を割り引いて現在価値を算出。

■ また、**物価変動率の算定にあたり、参照する物価指数や係数の設定については、関係審議会において、洋上風力発電における資本費に占める割合の大きい風車、施工、基礎、ケーブル費用に関する物価指数を考慮し、同資本費に占める割合を係数として設定**することが議論されたことも踏まえ、下記の物価指数で設定し、割合については、第1～3ラウンド公募の自然条件を基に、最新のNEDO着床式洋上風力コストモデルを活用して試算した下表の値を設定することとしてはどうか。

＜資本費の構成＞			第2回洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会(2024年10月10日)事務局資料より一部抜粋・修正	
費目	費用 [万円/kW]	割合	参照する物価指数	備考
風車	22.84	55%	<ul style="list-style-type: none"> <li>【日銀】国内企業物価指数(鉄鋼)</li> <li>【厚労省】毎月勤労統計調査 現金給与総額 季節調整指数及び増減率-就業形態別(5人以上)(製造業)</li> <li>【日銀】国内企業物価指数(産業用電気機器)</li> <li>【日銀】国内企業物価指数(A重油/B重油/C重油)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>風車の費用としては、材料費、労務費、その他製造にかかる費用(製造費、燃料費)に大別でき、これらのコストを1:1:1と仮定。</li> <li>風車の素材の大半は鉄鋼であるため、材料費は鉄鋼価格の指数を、労務費は製造業の人件費の指数を、その他製造にかかる費用は製造費と燃料費であるため、<b>産業用電気機器と船舶燃料である重油の価格指数を使用する。</b>重油については、洋上施工等で使用する船舶の燃料には、A重油もC重油も使用されるため、<b>【A重油】及び【B重油・C重油】の平均を使用する。</b></li> <li>施工の費用としては、洋上施工、陸上施工にかかる費用に大別でき、これらのコストを1:1と仮定。</li> <li>建設工事費デフレーター(港湾・漁港)の項目として、住宅、道路、鉄道、空港、港湾・漁港、電力等があるが、洋上施工については、<b>洋上施工費に一番近い港湾・漁港での建設工事費の指数を使用する。</b></li> <li>陸上施工については、<b>陸上施工費に一番近い電力に関する建設工事費の指数を使用する。</b></li> <li>基礎の費用は鋼材価格をベースに算出されており、基礎の素材の大半は鉄鋼であるため、<b>鉄鋼価格の指数を使用する。</b></li> <li>現状、洋上電力ケーブルのみを参照する指数はないため、<b>電力ケーブルを主に電力・通信用メタルケーブル価格の指数を使用する。</b></li> </ul>
施工	13.24	32%	<ul style="list-style-type: none"> <li>【国土省】建設工事費デフレーター(港湾・漁港)</li> <li>【国土省】建設工事費デフレーター(電力)</li> </ul>	
基礎	2.39	6%	【日銀】国内企業物価指数(鉄鋼)	
アレイケーブル・エクスポートケーブル	1.97	5%	【日銀】国内企業物価指数(電力・通信用メタルケーブル)	
変電所	0.69	2%	-	
港湾	0.05	0%	-	

※風車については、為替の変動を考慮し、F1/ユーロの為替レート(外国為替及び外国貿易法に基づく外国為替相場)を物価指数に換じる。但し、為替の動向が既に織り込まれている燃料費については、為替を考慮しない。

・特定物価変動率の上限については、今後、調達価格等算定委員会において審議される。

## (4) 価格調整スキームにおいて考慮する物価変動率の上限について

31

第101回調達価格等算定委員会(1/17)  
資料2より抜粋・黒字化

## &lt;C. 物価変動率の上下限と、IRRの設定&gt;

## (i) 上限の設定について

- 上限については、諸外国で洋上風力発電事業の撤退が相次いでおり、これらはウクライナ危機による世界的なサプライチェーンの混乱等による足元の急激な物価上昇に起因したものであることから、足下の物価上昇率の水準を勘案することが関係協議会において議論され、具体的な設定方法は、国民負担の抑制の観点にも鑑み、本委員会でも議論することとされた。
- こうした議論の状況や電源投資を確実に完遂していく必要性を踏まえ、上限については、ウクライナ危機による物価上昇と同様な変動にも対応可能な水準を参考に設定することとしてはどうか。
- 具体的には、仮に2024年4月に公募占用計画に記載された洋上工事日が属する月とした場合、変動後物価指数として参照するのは2023年度となり、変動前物価指数として参照するのはおおよそ2018年度と想定される。これを踏まえ、変動前の2018年度と変動後の2023年度を比較すると、約+40%の物価変動が見られた(次頁参照)。この物価変動率については、ウクライナ危機による世界的な物価上昇や急激な円安に伴う影響も含まれていることから、十分な物価変動リスクを織り込んだ水準と評価できるため、物価変動率の上限は、当該水準(40%)を基本とすることとしてはどうか。
- ただし、①物価変動後の国民負担の程度は、当初の供給価格に所定のルールに従って物価変動率を乗じて得られる価格(物価変動考慮後価格)次第であるため、国民負担を抑制する観点では、上限の水準に加えて、当初の供給価格の絶対値が重要である。その際、本来は、②物価変動考慮後価格について、当該物価変動後に見込まれる他電源のコスト水準との比較の観点も勘案する必要がある。また、③価格調整スキームを導入している他国においては、40%より相当低い水準で上限を設定している例も確認されている。以上の点を踏まえて、全ての公募対象事業に対して、上限価格の水準にかかわらず、一律に上限40%を適用するのではなく、他電源のコスト水準も勘案しながら、公募の度に、本委員会において、上限価格と併せて、価格調整の上限の水準について審議することし、価格調整の上限を40%に設定すると過度な国民負担が生じると判断された場合には、40%未満の水準を採用し、公募占用指針に明記することとしてはどうか。

※米国ニューゼーランド州において、価格調整スキームにおいて反映する物価変動調整の上限は、±15%とされている。

## i) 特定物価変動率が1以上の場合

特定物価変動率(特定物価変動率が上限比率を上回る場合)にあっては、当該上限比率)から1/100を控除して得た比率

## ii) 特定物価変動率が1未満の場合

特定物価変動率(特定物価変動率が下限比率を下回る場合)にあっては、当該下限比率)に1/100を加えて得た比率

価格調整スキームの下では、本公募における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る特定物価変動率が99/100以下又は101/100以上である場合、基準価格又は調達価格は、公募占用計画に記載された供給価格の

- ・ 価格調整スキームが適用される物価変動の下限は、調達価格等算定委員会の議論を踏まえ、1%と設定。

額(調達価格は、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合においては消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合においては消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。)に当該特定物価変動率に係る特定物価調整率を乗じて得た額とする。

### 価格調整スキームの取扱い(案)について⑦

第99回調達価格等算定委員会(11/26)資料1より抜粋 29

#### ➤ 下限の設定について

- 下限は、**官民の適正なリスク分担を実現し**、オフテイクとの交渉においてPPA価格に物価変動率を織り込む等の**民間側の適切な努力を促していくもの**。民間側が引き受けたリスクに値する費用の増減を民間側に帰属させる観点から、上限と同様に、**物価変動率の正負に関わらず対称に下限を設定することとしてはどうか。**
- 民間側が引き受けるべきリスク水準として下限を設定するにあたっては、①FIP制度においては、PPAを締結している場合、**オフテイクへの価格転嫁も理論上可能**と考えられること、②資本費に占める割合の大きい風車について、**風車メーカーとの価格交渉も理論上可能**と考えられること、③金融機関や監査法人等へのヒアリングによると、**国内の洋上風力発電事業への融資に際しては、元利金の1.3倍程度のフリーキャッシュフローが見込まれると確認されたこと**、を踏まえる必要があると考えられる。
- 他方で、事業者へのヒアリングによると、**PPA契約に物価調整の条項が入っていない実態や、風車メーカーとの契約において、インフレ下でも、取引価格を変更しないといった契約は一部に限られているといった実態も確認されている**。こうした足元における洋上風力発電事業の実態等を踏まえつつ、洋上風力発電に価格調整スキームを導入している国としては初の試みとして下限を導入し、**民間側での適切なリスク分担を段階的に促していく観点から、設定する下限については、1%から開始することとしてはどうか。**

※民間側がインフレのリスクを一部引き受ける方法に関しては、PPA契約に物価調整の条項を入れなくても、PPA価格の設定において、予備とされる物価変動率を一定程度騰貴するといった方法も存在しており、PPA契約に物価調整の条項が入っていないことをもって、民間側が物価変動リスクを引き受けることが困難とは評価できないことに留意が必要。

- その上で、今後も、**契約や調達などにおいて、洋上風力発電事業者自身が創意工夫を行った上での適切な事業実施を促していく観点からは、設定する下限については、早期に引き上げることを目指すなど、今後不断の見直しを実施していくことが重要ではないか**。例えば、日本における洋上風力事業者の資金調達コスト(中間は概ね4%、最大値は概ね5%)と今回設定したIRR(5~6%)の差(1%)を**IRR設定に際して資金調達コストに上乗せして考慮するリスクプレミアム**として想定し、当該リスクプレミアムに対し、価格調整が必要な期間(公募から洋上工事開始までの5年間程度)を乗じた**5%を、下限の水準として目指していく**ことが考えられる。一方、短期間で下限の水準を急激に引き上げるとは事業性への影響が大きい可能性があることを踏まえ、来年度の本委員会においては、国内の**1年間における物価安定目標の水準やIMFによる日本の物価変動率見直しも参考に、下限の水準を2%に引き上げる**ことについて、議論することとしてはどうか。